第八十九条第二号中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

第百二十五条第一項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改める。

（情報通信行政・郵政行政審議会令及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

**第八条**　次に掲げる政令の規定中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改める。

一　情報通信行政・郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十一号）第五条第二項

二　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第六条第十七号

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令の一部改正）

**第九条**　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第九十九条第三項第二号」を「第九十九条第四項第二号」に改め、同条第二項中「第十二条の三第三項」を「第二十二条の三第三項」に改め、同条第三項中「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に、「第九十九条第三項」を「第九十九条第四項」に、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

**第十条**　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第百三十九条第二項中「平成二十七年国共済整備政令第二条の規定による改正後の」を削る。

**附　則**

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏

---

車両制限令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

**政令第四十一号**

車両制限令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条第一項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4　道路管理者が道路の強度、線形その他の道路の構造を勘案して国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の通行による道路の構造の保全及び交通の危険の防止上の支障がないと認めて指定した道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一　重量　次に掲げる値

イ　総重量　四十四トン以下で車両の車軸の数及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値

ロ　軸重　十一・五トン以下で車両の総重量、車軸の数及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値

ハ　輪荷重　五・七五トン以下で車両の総重量、車軸の数及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値

二　長さ　十六・五メートル

第十条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第三条第四項の規定による指定を受けた道路について、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車に関し、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる徐行その他の通行方法を定めたときは、当該道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車は、当該通行方法によらなければならない。

第十四条第二項中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（道路法施行令の一部改正）

2　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十七号中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

3　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「同項第三号」の下に「同条第四項並びに」を加え、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項中「第三条第一項第三号」の下に「及び第四項」を加える。

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

4　高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第三条第一項第三号」の下に「及び第四項」を加える。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三